

四日市市告示第75号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第四号の規定による道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項に基づき次のとおり公告する。

平成28年3月10日

四日市市長 田中俊行

1 指定に係る道路の種類

建築基準法第42条第1項第四号道路

2 指定年月日及び番号

平成28年3月10日 第27-予道-2号

3 指定道路の位置

四日市市下之宮町字御熱田322-5、322-6、322-7、324-1、
325-11、325-12、325-13、325-5、325-7、325-9

4 指定道路の延長及び幅員

延長 55.0m

幅員 4.0～6.8m

(都市整備部建築指導課)